

志學館大学合同教授会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第18条第2項の規定に基づき、志學館大学合同教授会（以下「合同教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 合同教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、准教授、専任の講師、助教及び助手を加えて組織することができる。

(審議事項等)

第3条 合同教授会は、全学に共通する事項について、次のとおり審議、報告又は研修を行う。

- (1) 学部教授会の審議事項のうち、全学に共通する事項及び学長が意見を求めた事項の審議
- (2) 運営会議及び全学の諸委員会等の報告
- (3) 理事会等、法人にかかる諸会議の報告
- (4) 教員が参加した学外の諸会議及び研修会の報告
- (5) コンプライアンスに関する研修
- (6) その他、学長が合同教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項の審議又は報告

(会 議)

第4条 学長は、合同教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代理する。

2 合同教授会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、校務のために出席できない者及び1ヶ月以上の休暇、休業又は休職中の者は構成員の定数に算入しないものとする。

3 議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長が決する。

4 事務局長及び各課の課長は合同教授会に出席するものとする。

5 議長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 合同教授会の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、合同教授会に関し必要な事項は、合同教授会の議を経て学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行する。